

液化石油ガス販売事業者 各位  
認定保安機関 各位

茨城県防災・危機管理部  
消防安全課 産業保安室

エアコン室外機の火気としての取扱いについて(周知)

産業保安行政の推進につきましては、日頃より御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第16条の2第1項に基づく供給設備の技術上の基準により、充てん容器等から2m以内に火気がある場合、障壁の設置等の安全対策が必要となりますが、近県やエアコン室外機メーカー(以下「メーカー」という。)への照会結果を踏まえ、下記のとおり確認出来たエアコン室外機は火気として取り扱わないこととしましたので、遺漏のないようよろしくお願いいたします。

記

1 火気としての取扱い

メーカーから、着火源とならない3条件に該当することが確認できたエアコン室外機は、火気として取り扱わないこととする。

【着火源とならない電気設備の3条件】

- ① 直接裸火を持たないこと。
- ② 320℃より高温となる部分を持たないこと。
- ③ 接点を持つ電気製品は、ON-OFFによる電気火花が点火(着火)エネルギーより小さいこと。  
あるいは、接点が密封されていて、電気火花が外に出ないこと。  
※ 日常使用しない接点など(保守および点検用など)は、接点として扱わない。

2 メーカーへの照会方法等

- (1) 各販売事業者がメーカーへ、室外機が着火源とならない電気設備の3条件に該当するか、記録票(参考様式)、電話、問い合わせフォーム等で照会すること。なお、メーカーから記録票の回答が無かった場合は、販売事業者が記録票に照会結果を記録すること。
- (2) 記録票は、県が実施する立入検査において確認する。

(連絡先)

茨城県防災・危機管理部消防安全課  
産業保安室 担当(来栖)  
電 話 029-301-3594  
FAX 029-301-2887

(参考様式)

年 月 日

### エアコン室外機の電氣的構造に係る記録票

#### 1 対象室外機

メーカー名	
製造年月日	
製品番号	

#### 2 電氣的構造

1の室外機は、次の①、②、③について

全ての項目に該当する ・ いずれかが該当しない(該当しない番号: )

(※どちらかに○を記入し、該当しない場合は番号を記入。)

- |   |
|---|
| <p>①直接裸火を持たないこと。<br/>②320℃より高温となる部分を持たないこと。<br/>③接点を持つ電気製品は、ON-OFF による電気火花が点火(着火)エネルギーより小さいこと。<br/>又は接点が密封されていて電気火花が外に出ないこと。<br/>※日常使用しない接点など(保守および点検用など)は、接点として扱わない。</p> |
|---|

<メーカー回答者>

事業所名	
住 所	
連 絡 先	